

## 議事要旨(2) 財務諸表表示専門委員会における検討状況について

新井常勤委員（専門委員長）より、①包括利益の表示の導入、②包括利益の表示方法、③適用範囲、④適用時期が今回のディスカッション・ポイントであることと、今後の審議予定が説明された（審議事項（2）－1参考）。次に、荻原主任研究員より、包括利益の表示の導入に関する論点について詳細な説明が行われた（審議事項（2）－2参考）。

説明の後、委員からの主な発言(●印)は次のようなものであった。

- 包括利益の表示の導入は、今後の国際的な動向によってリサイクリングが廃止される場合には問題となるため、その場合であっても包括利益の表示を導入が必要であることを検討する必要がある。また、企業結合プロジェクトで経済的単一体説の考え方に基いた会計処理を採用するかどうかを委員会で意思確認した後、連結財務諸表の表示方法を検討することが適切と考える。財務諸表の表示プロジェクトで（親会社説を前提とした）1案を採用したとしても、その後、企業結合プロジェクトで経済的単一体説が採用される場合、（包括利益計算書が少数株主損益調整前当期純利益から開始する）2案を採用することになり、短期的な変更は望ましくないと考えるからである。
- 包括利益計算書は、純損益に影響する部分とその他の包括利益（OCI）を明確に区分すべきであると考えており、連結財務諸表の表示方法の1案では両者が明確に区分されていないため、現行の会計処理を前提とすると2案を採用するしかないと考える。また、提案されている包括利益の定義では、所有者としての立場での所有者との取引による変動を除くとされており、所有者に少数株主が含まれるならば、少数株主との取引から生じる持分変動差額の会計処理と包括利益の定義とを整合させる必要がある。
- 当期純利益に少数株主分を含めるかどうかは財務諸表の表示のプロジェクトでは決めることはできず、企業結合プロジェクトで少数株主持分の会計処理を決めるまでは、連結財務諸表の表示方法として2案を採用することはできないと考える。また、1計算書方式と2計算書方式のいずれを採用するかは少数株主持分の会計処理に依存しているため、企業結合プロジェクトにおいて、経済的単一体説と親会社説のいずれを採用するかを先に議論することも考えられる。
- 現行のIFRSにコンバージェンスする場合、1計算書方式のみ、あるいは2計算書方式のみにする必要はなく、両者を選択肢とすればよいとの意見に対して、コンバージェンスとは、現行の会計基準に合致させるだけではなく、IASBとFASBで現在検討中であっても方向性が明確であるならば、それに合わせることも含むと解釈するならば、1計算書方式だけでよいとの意見が述べられた。

これらに対して事務局からは、提示された意見を踏まえ、引き続き検討する旨の説明がなされた。

以上